

支払猶予申請に係る注意事項

- 1 申請の内容について、千葉市役所下水道営業課から電話等で内容の確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- 2 支払猶予申請に係る結果について、不承認になった場合を除き通知は行いません。
- 3 お支払方法が口座振替の場合、支払猶予申請受理後のお支払方法は納付書払いとなります。ただし、支払猶予申請を受理した日により、受理後の最初のお支払方法が口座振替となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4 支払猶予期間中、納入通知書と督促状については送付されますのでご了承ください。
- 5 支払猶予により、農業集落排水処理施設使用料の減額や免除になることはありませんのでご注意ください。
なお、農業集落排水処理施設使用料の延滞金が発生する場合も同様です。
- 6 支払猶予された請求分の農業集落排水処理施設使用料について、猶予期間満了までに一括または分割で納付していただくことになります。
- 7 猶予期間内であっても支払猶予した農業集落排水処理施設使用料の金額やお支払いの時期、申請理由に係るお客様の状況等について、千葉市役所下水道営業課から問い合わせをさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。